

議案第24号 朝霞市土地開発公社の解散について

都市建設部道路整備課

1. 解散の理由

朝霞市土地開発公社（以下「公社」という。）は、「公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する」ことを目的に昭和49年に設立され、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、市に代わって学校や道路、公園等の施設用地を先行取得することなどで、本市のまちづくりに貢献してきました。しかし、地価が平成3年を頂点に下落傾向になったことなど、近年の社会情勢の変化にともない、公社の主要事業である土地の先行取得についての有効性や効果が薄れ、また、土地の先行取得という公社本来の業務は、平成19年を最後に行われておらず、公社の存在意義そのものが低下していました。

これらを踏まえ、土地開発公社のあり方について総合的に検討した結果、公社設立の目的は終えたものと判断し、解散手続きを進める方針を決定した後、公社理事会において解散の同意を得たものです。

2. 残余財産について

(1) 残余財産の額（見込み）

現金預金 10,527,551円（令和4年11月末時点残高）

(2) 残余財産の処分方法

残余財産は、公社定款第26条第2項の規定に基づき、朝霞市に帰属させる。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和5年4月	埼玉県知事への公社解散認可の申請 公社解散登記及び清算人登記
5月	埼玉県知事による公社解散認可
6月～9月	清算の手続き開始 官報の広告実施 清算完了後、公社解散

4. 根拠法令

公有地の拡大の推進に関する法律

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

朝霞市土地開発公社定款

第26条 公社は、理事会において出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、朝霞市議会の議決を経、埼玉県知事の認可を受けたときに解散する。

2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産のあるときは、これを朝霞市に帰属させる。

担当  
都市建設部道路整備課用地係  
電話 048-463-1704